

8 関係機関の活動等

第61 災害時医療救護機関

災害が発生し、避難所を設置する場合、各医師は担当の避難所に参集し、医療救護活動を行う。

※災害が発生し、避難所を設置する場合とは、地震等により発生した火災が延焼拡大し、人命への危険が高いときや、家屋の倒壊によって一時的に避難する必要がある場合をいう。

なお、個々の避難所設置状況把握については、各医師が行うものとする。

名称	本部住所・連絡先	参集医師
小石川医師会	小石川5-6-9-301 TEL3947-0411 FAX3947-0916	会長 副会長（2名）
文京区医師会	千駄木2-26-8 TEL3823-2216 FAX3823-5586	会長 副会長（2名）
小石川歯科医師会	小石川5-5-6 羽鳥ビル5F TEL3941-0050 FAX3941-3560	会長 副部長（2名）
文京区歯科医師会	本郷5-29-13 赤門ビル308 TEL3812-9627 FAX3815-2988	会長 副部長（2名）
文京区薬剤師会	本郷3-39-13 文京印刷会館3F TEL3943-4686 FAX3943-8379	会長 副会長（3名）
東京都柔道接骨師会文京支部	関口1-28-11 TEL3204-7537	支部長 副支部長（2名）

第62 震災時における交通規制

<第一次交通規制（道路交通法）>

1 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

都市部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。

2 環状8号線内側への一般車両の流入抑制

信号制御により、都心方向への流入を抑制する。

3 「緊急自動車専用路」の指定

次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号（日光街道 他）	国道17号（中山道・目白通り 他）
国道20号（甲州街道 他）	国道246号（青山通り・玉川通り）
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

4 都心に極めて甚大な被害が生じている場合

被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

<第二次交通規制（災害対策基本法）>

1 「緊急交通路」の優先指定

緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。

2 その他の「緊急交通路」の指定

被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

※国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改定の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

【交通規制図】

